OH-EBASHI LPC & PARTNERS NEWSLETTER

目次

【米国輸出管理規則（EAR）】
1 対ロシア等経済制裁ー
米国の輸出管理規則について
小林 和弘

【会社法】
2 事業会社による
スタートアップ投資入門（2）
山本 龍太朗・浅利 美幸

【令和3年度版課徴金事例集】
3 近時の証券取引等監視委員会による
インサイダー取引規制の執行状況
大多和 樹

【意匠法】
4 画像デザイン・空間デザインの保護
ー2019年意匠法改正後の状況と実務対応ー
松本 健男

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【米国輸出管理規則（EAR）】

対ロシア等経済制裁ー米国の輸出管理規則について

大江橋法律事務所 パートナー 弁護士／ニューヨーク州弁護士
小林 和弘
▶ PROFILE
k-kobayashi@ohebashi.com

ロシアのウクライナへの軍事行動に対する、日本の外国為替及び貿易法に基づく輸出等の禁止措置については、前回の大江橋ニュースレター　2022年7月号（通巻53号）で概説しましたが、本稿では、幅広く域外適用される米国の輸出管理規則による輸出等の禁止措置について、概説します。

第1 はじめに

前回の大江橋ニュースレターに記載しましたが、2014年、ロシア連邦（以下「ロシア」と言います。）のクリミア自治共和国等の併合以降、日本は、ロシア等に対する制裁を行い、特に、本年2月21日に、ウクライナの一部であるドネツク人民共和国（自称）及びルハンスク人民共和国（自称）のロシアによる独立の承認以降、その制裁を拡大してきました。日本の制裁は、米国の主導により、他国と協調して行っています。そこで、本稿では、このような他国の制裁のうち、日本企業等にも幅広く域外適用される米国の規制、特に、輸出管理規則について、簡単にご説明します。

また、前回の大江橋ニュースレターは、本年5月20日現在の情報に基づいておりましたが、その後、日本の追加制裁がなされていますので、まず、これについて、簡単にご紹介します。

なお、本稿は、本年8月25日現在の情報に基づいております。その後、新しい制裁等がなされている可能性がありますので、ご注意ください。

第2 日本の追加制裁

日本は、5月20日以降、ロシア等に対する制裁を追加していますが、その中には、以下のようなものがあります。

（1）資産凍結等の措置

資産凍結等の措置が取られる対象が追加されており、8月25日現在、936の団体及び個人となっています。

（2）ロシアからの貴金属（金）の輸入禁止措置

7月5日に、ロシアを原産地とする貴金属の輸入禁止措置を導入することが閣議了解され、8月1日から実施されました。

（3）ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出等の禁止措置

6月7日に、ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置を導入することが閣議了解され、同月10日に、輸出令の一部を改正する政令が閣議決定され、関連する 省令及び告示が公布され、同月17日から、上記の輸出の禁止措置が実施されました。

対象は、以下のとおりです。

- 木材及びその製品の一部
  （例）単板（針葉樹）、木製の容器・部分品
- 鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器
- 手工具用又は加工機械用の互換性工具、機械用又は器具用のナイフ及び刃
- 機械類並びにこれらの部分品及び附属品の一部

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

（例）液体原動機、ブルドーザー、バルブ（油圧伝動装置用等）等

•電気機器及びその部分品の一部

（例）交流発電機、トランスフォーマー等

•鉄道用機関車、鉄道の保守用の車両等

•輸送用の機械及びその部分品の一部

（例）貨物自動車（車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの）、ダンプカー等

•測定機器及び検査機器並びにこれらの部分品等

（例）測量用の機器・部分品等

第3　米国の制裁

米国のロシア等に対する制裁は、本稿で扱う輸出禁止だけではなく、輸入、投資の禁止、金融制裁、入国ビザ制限等、非常に広範なものとなっています。特に、金融制裁は、国家緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act（IEEPA））及び国家非常緊急事態法（National Emergencies Act（NEA））等に基づき、米国財務省外国資産管理局（U.S. Department of the Treasury, Office of Foreign Assets Control（OFAC））の規則により、多くなされています。Specially Designated Nationals And Blocked Persons（SDN）Listに掲載した団体や個人の財産又は財産に対する権利を、移転し、支払い、輸出し、引き出し、その他取扱うことの禁止等がなされています。しかし、本稿では、輸出管理規則（Export Administration Regulations（EAR））に基づく輸出等の禁止措置について説明します。

第4　EARの規制

1 EAR

EARは現在輸出管理改革法（Export Control Reform Act of 2018（ECRA））等に基づいており、米国商務省産業安全保障局（U.S. Department of Commerce, Bureau of Industry and Security（BIS））が定めています。

2 適用される品目

（1）適用されない品目

EARが、適用されない品目には、以下のようなものがあります。まず、武器品目については、武器輸出管理法（Arms Export Control Act（AECA））に基づく、国際武器取引規則（International Traffic in Arms Regulations（ITAR））により規制されており、ITARで規制されている品目には、EARが適用されません（734.3（a），（b）（1）（i））。但し、ITARで規制されていない武器、軍民両用製品及び民生品については、EARが適用されます（730.3）。

それから、OFACが管理している規則により規制されている品目にも、EARは適用されません（734.3（a），（b）（1）（ii））。前述のとおり、ロシア制裁については、OFAC により制裁されているものが多くありますので、こちらにも注意する必要があります。

その他、核物質に関するもの等、他の機関が専属的に管理している品目には、EARが適用されません（734.3（a），（b）（1）（iii），（iv），（v），（vi））。

（2）適用される品目

EARが適用される品目には、以下のようなものがあります。

（i）米国内に所在するすべての品目です。これには、米国の外国貿易地帯にあるもの、又は米国を経由して外国から他の

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

外国に輸送中のものも含みます（734.3（a）（1））。日本企業も、このようなものを所有することはあり得るので注意が必要ですが、この場合、米国から他国へ輸送されるので、米国のEARが適用されることは理解しやすいと思われます。なお、この品目は、貨物だけではなく、ソフトウェア及び技術も含みます（772.1）。したがって、品目の輸出には、貨物の輸出だけではなく、技術の提供も入ります（734.13（a）（1））。また、米国に在住する外国人に技術又はソースコードを提供等することも、輸出とされます（みなし輸出）（734.13（a）（2））。

(ii) 米国原産品目です。これはどこに所在しようと適用されます（734.3（a）（2））。米国外にある品目にまで適用されるので、まさしく域外適用ですが、以下の規定により、さらに域外適用が拡大していますので、併せて検討する必要があります。

(iii) ①規制される米国原産貨物を組み込んでいる外国製貨物、②規制される米国原産のソフトウェアがバンドルされた外国製貨物、③規制される米国原産のソフトウェアが混合された外国製ソフトウェア、及び、④規制される米国原産の技術が混合された外国製技術です（734.3（a）（3））。つまり、米国から部品等輸入して製品を製造している場合や、米国企業からライセンスを受けている場合には、注意が必要になります。但し、キューバ、イラン、北朝鮮及びシリア向けの一定の米国製半導体を組み込んでいる外国製コンピュータ、一定の米国製暗号化技術を組み込んでいる外国製暗号化技術等一定のもの以外は（734.4（a））、外国製貨物等の総価額に対して規制される米国原産貨物等がデミニマス値を超えない限りは、EARの対象になりませんので、デミニマス値を超えているか否かを調査する必要があります。

デミニマス値はキューバ、イラン、北朝鮮及びシリア向けについては10%ですが、その他の地域向けについては25%になります（734.4（c），（d））。ロシア又はベルラーシ向けも25%ですが、ロシア及びベルラーシ向け品目はほとんど規制されることになったために、計算にいれる米国原産貨物の価額が増加することになっています（746.8（5））。

なお、規制される米国原産の技術が混合された外国製技術については、デミニマス値の例外に依存する前に、BISにワンタイムレポートを提出しなければなりません（734.4（c）（3），（d）（3））。

(iv) ①指定された技術及びソフトウェアの特定の外国で製造された直接製品（734.3（a）（4））、並びに、②プラント全体又はプラントの主要な構成装置の特定の外国で製造された直接製品も対象になります（734.3（a）（5））。外国で製造された直接製品は、従来は、国家安全保障上の外国直接製品規則（Foreign-Direct Product（FDP）rules）等に基づくものに限定されていましたが、一定の中国企業向けのエンティティリストFDP規則で対象が拡大し、さらに、後述のロシア/ベラルーシFDP規則及びロシア/ベラルーシの軍事エンドユーザーFDP規則により、対象が非常に大きく拡大しています。

a. ロシア／ベラルーシFDP規則

この規則の適用される製品は、当初、商務省規制品リスト（Commerce Control List（CCL））（774.Suppelement No. 1）のカテゴリーが3（エレクトロニクス）、4（コンピュータ）、5（通信及び情報セキュリティ）、6（センサー及びレーザー）、7（航法及び航空電子）、8（海洋関連）及び9（航空宇宙及び推進装置）に関するものだけでしたが、カテゴリー0（核物質、施設及び装置［並びにその他の品目］）、1（特別材料及び関連装置、化学物質、微生物並びに毒素）、2（材料加工）も対象となり、すべてのカテゴリーに関するものが対象になりました。すべてのカテゴリーのグループD（ソフトウェア）又はE（技術）の直接製品（734.9（f）（1）（i））と、これらの直接製品となるプラント又はプラントの主要な構成装置から製造された製造された製品（734.9（f）（1）（ii））が対象となります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

つまり、①あらゆる米国産ソフトウェア又は技術から製造された製品、及び、②あらゆる米国産ソフトウェア又は技術から製造されたプラント又はプラントの主要な構成装置から製造された製品も対象となります。①については、米国企業からライセンスを受けて生産している場合等になりますから、当該製品が対象となるか否かはまだわかりやすいのですが、②は製品の製造装置（プラント又はプラントの主要な構成装置）を他企業から購入していると、その製造装置が米国産ソフトウェア又は技術から製造されているかわからない場合がありますので、注意が必要です。

但し、後述しますCCLに記載されていない製品（EAR99）は、この規則の対象外です。

そして、これらの対象製品が、ロシア若しくはベラルーシを仕向地とされること、又は、これらの他対象製品が、ロシア若しくはベラルーシで製造される若しくは仕向地とされる部品、構成要素若しくは設備（但し、EAR99は除きます。）の製造若しくは開発に組み込まれる若しくは使用されることを認識している場合に、このロシア/ベラルーシFDP規則が適用されます（734.9（f）（2））。

b. ロシア/ベラルーシの軍事エンドユーザーFDP規則

この規則の適用される製品は、上記ロシア/ベラルーシ FDP規則と同様ですが、EAR99も対象となっています（734.9（g）（1））。

そして、これらの対象製品が、指定されるロシア/ベラルーシの軍事エンドユーザーにより製造される、購入される、若しくは、注文される部品、構成要素若しくは設備（EAR99も除外されていません。）の製造若しくは開発に組み込まれる若しくは使用されること、又は、指定されるロシア/ベラルーシの軍事エンドユーザーが、これらの対象製品に関する取引当事者（購入者、中間荷受人、最終荷受人、エンドユーザー等）であることを認識している場合に適用されます（734.9（g）（2））。

c. 適用除外

ロシア/ベラルーシFDP規則及びロシア/ベラルーシの軍事エンドユーザーFDP規則は、これらの規則が制定された2月24日当初には、日本、EU加盟27カ国、英国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダの32カ国、3月4日に韓国、さらに、4月8日には、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスの合計37カ国から再輸出等する場合には、後記のEARの規定により適用されません。

もっとも、他の国に工場等を有している日本企業も多く、日本から製品等を輸出等するだけではなく、企業集団としては、そのような他国から製品等を輸出等することもあると思われます。その場合、上記37カ国以外から製品等を輸出等する場合には、このロシア/ベラルーシFDP規則及びロシア/ベラルーシの軍事エンドユーザーFDP規則が適用されますので、注意が必要です。

また、上記37カ国は、自国法令により米国の規制と実質的に類似の輸出管理を実施することを約束したため、このロシア/ベラルーシFDP規則及びロシア/ベラルーシの軍事エンドユーザーFDP規則が適用されなくなっています。つまり、上記37カ国から製品等を輸出等する場合には、当該国によりロシア向け輸出等の規制がなされていると考えられますので、その規制を遵守する必要があります。

3 適用される行為

上記2（2）(ii)乃至(iv)のように、米国外に所在する品目にもEAR が適用されますので、米国からの輸出だけではなく、外国から他の外国への輸出（再輸出）も規制されます（734.14（a）（1））。さらに、外国で当該外国以外の国の外国人に技術又はソースコードを提供等することも、再輸出とされます（みなし再輸出）（734.14（a）（2））。つまり、日本におけるロシア人への技術の供与も規制されることになります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

4 禁止事項

(1)ECCN指定品目

EARが適用されると、まずは、対象品目がCCLにおいて輸出規制分類番号(Export Control Classification Number (ECCN))で指定されているか否かを確認する必要があります。ECCNの1桁目は、CCLのカテゴリーを表しています。2桁目はグループを、3桁目は規制理由、4桁目は国際レジームに基づく規制か、米国独自規制かを、5桁目は品目ごとに割当られた通し番号を、それぞれ表しています(738.2(d)(1))。

対象品目のECCNがわかれば、CCLで、License Requirementsの欄を確認して、規制理由と規制レベルを確認し、商務省カントリーチャート(Commerce Country Chart(738 Supplement No. 1))で、仕向地に、規制理由と規制レベルに×が付いているか否か確認します。×が付いていない場合は許可が不要となりますが、×が付いている場合は、CCLのLicense Exceptionsで、適用でき得る許可例外(License Exceptions)があるか否かを確認します。適用でき得る許可例外がある場合、その内容(740)とカントリーグループ(740 Supplement No. 1)を調べて、仕向地に適用できるか否か確認します。適用できる許可例外があれば、許可は不要となりますが、適用できる許可例外がない場合には、BISに許可を取得する必要があります。

(2)ECCN指定品目及びEAR99

ECCNで指定されていない品目はEAR99となりますが、ECCNで指定されている品目と同様に規制される行為があります。その中には、以下に挙げるようなものがあります。

(i) 766により発行された剥奪命令(Denial Orders)によって禁止される行為に携わってはなりません(一般禁止事項4)(736.2(b)(4))。EARに違反した者には剥奪命令が出され得ます。この剥奪命令が出された者はDenied Persons List(DPL)に掲載されています。したがって、原則として、DPLに掲載されている者との取引を行うことができません。

(ii) 744により禁止された最終用途又は最終需要者への輸出等を行ってはなりません(一般禁止事項5)(736.2(b)(5))。ロシア等制裁では、以下のようなものが定められています。

a. ロシアの特定団体に対する制限

Entity List(744. Supplement No.4) に掲載されたロシアの団体への輸出等が禁止されています(744.10)。

b. ベラルーシ、ミャンマー、カンボジア、中国、ロシア連邦又はベネズエラの特定の「軍事最終用途」又は「軍事エンドユーザー」に対する制限

ベラルーシ若しくはロシアにおける軍事最終用途(military end use)(744. Supplement No.7)のための、又は、軍事エンドユーザーリスト(Military End-User (MEU) List)に掲載されたベラルーシ若しくはロシアの団体への輸出等が禁止されています(744.21)。

(iii) 746で定められた禁輸国又はその他の規制の対象とされた国に対して輸出等を行ってなりません(一般禁止事項6)(736.2(b)(6))。ロシア等制裁では、以下のようなものが定められています。

a. ロシア産業向け制裁

掘削装置、水平掘削用部品、掘削仕上装置、サブシープロセス装置、北極圏での運転が可能な船舶用機器、ワイヤラインダウンホールモータ及び装置、ドリルパイプ及びケーシング、水圧破砕用ソフトウェア、高圧ポンプ、地震探査装置、遠隔操縦船舶、圧縮機、膨張器、バルブ並びにライザー等の輸出等が禁止されています(746.5)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

b. ウクライナのクリミア半島地域及びウクライナの対象地域

ウクライナのクリミア半島地域向け、並びに、ウクライナのいわゆるドネツク人民共和国及びルガンスク人民共和国向け輸出等が禁止されています（746.6）。

c. ロシア及びベラルーシに対する制裁

（a）一定の例外を除いて、ECCNで指定されている品目のロシア又はベラルーシ向けの輸出等が禁止されています。但し、みなし輸出及びみなし再輸出は許されています。

（b）一定の例外を除いて、ロシア／ベラルーシFDP規則の対象となる外国で製造された直接製品の再輸出等が禁止されています。

（c）ロシア/ベラルーシの軍事エンドユーザーFDP規則のもとにEARの対象となる外国で製造された直接製品の再輸出等が禁止されています。

但し、前記のとおり、（b）及び（c）は、日本等37カ国から再輸出等する場合には、適用されません（746.8（a）（4），Supplement No. 3）。

d. ロシア及びベラルーシ並びにロシア及びベラルーシのオリガルヒ及び有害行為者に対する贅沢品の規制

ロシア及びベラルーシ向け贅沢品（luxury goods）並びにロシア及びベラルーシのオリガルヒ及び有害行為者に向けての贅沢品の輸出等が禁止されています（746.10, Supplement No. 5）。

5 罰則等

EARに違反した場合、個人については、20年以下の懲役、利益若しくは損害の2倍又は1,000,000ドル以下の罰金、又は、その両方が科され得ます。法人に対しては、利益若しくは損害の2倍又は1,000,000ドル以下の罰金が科され得ます（ECRA, 50 U.S.C. § 1760（b）, Alternative Fines Act, 18 U.S.C. § 3571（d））。

さらに、300,000ドル若しくは取引価格の2倍以下の制裁金、免許取消、輸出等の禁止といった民事罰が科され得ます（ECRA, 50 U.S.C. § 1760（c））。

また、対象製品も没収され得ます（ECRA, 50 U.S.C. § 1760（d））。

そして、特に注意すべき点としては、行政制裁として、DPLに掲載され得ます。EARは上記のとおり、幅広く域外適用されますから、DPLに掲載されますと、米国企業だけではなく、特に米国企業と取引している他国の企業との取引もできなくなる可能性が高くなります。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【会社法】

事業会社による スタートアップ投資 入門(2)

大江橋法律事務所 パートナー
弁護士
山本 龍太朗
▶PROFILE
r-yamamoto@ohebashi.com

大江橋法律事務所
弁護士
浅利 美幸
▶PROFILE
asari@ohebashi.com

第3 応用編 (具体的な留意点のご紹介)

1 総論

前号では、事業会社がスタートアップ投資をするに際して知っておくべき知識・実務状況についてご説明しましたが、本号では、事業会社がスタートアップ投資によってシナジーを実現するために投資契約等において具体的にどのような点に留意する必要があるかご説明します。事業会社によるスタートアップ企業に対するマイノリティ投資といっても、その投資額、出資比率及び投資ラウンドのリード投資家を務めるか等によって、どこまで事業会社側の要求が受け入れられるかは変わってきますので、これまで事業会社側だけでなく、スタートアップ企業側から多数の投資に関わってきた経験から、多くの事業会社の投資担当者の方に有益と思われる点に絞って解説したいと思います。

2 事業シナジー確保のための方策

事業会社がスタートアップ企業に投資をする際によく挙げられる動機として、事業シナジーの追求がありますが、投資契約等の中ではどこに関連する規定が置かれているかご存知でしょうか。実はこれらの規定は、投資契約等の雛形の中には記載されていません。投資契約等は、あくまでも事業会社がスタートアップ企業の株主になるに当たり、投資の条件や投資後の会社経営について定めるものに過ぎないからです。

前回の冒頭でも触れたとおり、無事出資が成功しスタートアップ企業の株主になったとしても、マイノリティ株主になっただけであり、それによって自動的に事業シナジーが生まれる訳ではありません。出資の履行が完了した後、スタートアップ企業との事業提携等の話が一向に進まず、投資前に思い描いていた事業シナジーが生まれていないといった話を聞くことは多いですが、これらのケースを見てみると、投資実行時に投資契約等で事業シナジーを生みだせるような規定が何ら入れられていないことが多いようです。

それでは、事業会社としては、投資契約等においてどのような手当てをしておけばよいのでしょうか。

(1)投資契約の前提条件

まず検討すべきは、業務提携や共同研究等事業会社が求める事項に関する契約(以下「業務提携契約等」といいます。)の締結を投資契約の前提条件に入れることです。前提条件とは、自己の義務・債務の履行(出資)の前提として相手方に条件を課すものであり、仮にこれを充足していない場合には自己の義務・債務の履行(出資)をしないことができるというものです。

スタートアップ企業との関係で事業会社が一番交渉力を持つのは出資前の段階であり、それを最大限生かすためにも投資契約の前提条件に事業会社が求める契約の締結を入れることを検討すべきです。そうすることで、事業会社が満足する内容で

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

当該業務提携契約等の交渉が進展しない場合には出資を見合わせることができ、スタートアップ企業に業務提携契約等の交渉を早急に進展させるプレッシャーを与えることが可能となります。

このように投資契約の前提条件に業務提携契約等の締結を入れるためには、投資契約の実行時点で業務提携契約等の具体的な中身や条件が固まっている必要があります。しかし、業務提携や共同研究となると、事業会社、スタートアップ企業の双方において、投資を主管する部署とは別の部署が担当していることも多く、投資実行時までに契約条件を詰めることは難しいとして、ひとまず投資実行を先行させてしまうこともあるようです。

自らの交渉力を有効活用する機会を逃すことを避けるためにも、事業シナジーを求めてスタートアップ企業に投資するのであれば、投資スケジュールに合わせて事業部門における検討も進め、必要な契約の締結を投資実行の前提条件に入れられるようにすることが緊要です。

なお、投資契約について、全ての投資家について同一の内容とすることを求められる場合があり、そのような場合には、投資契約等のサイドレターとして上記の内容を締結することになります。

(2)投資契約の誓約事項

それでは、事業会社内においてスタートアップ企業側に求める条件やスタートアップ企業と協働する内容が投資実行時点でも固まっておらず、諸事情により、投資実行を延ばすこともできない場合には、どのような対応が考えられるでしょうか。

そのような場合、業務提携契約等の締結を投資契約の誓約事項とすることが考えられます。誓約事項は、相手方に義務の履行を誓約させるものであり、前提条件が不充足の場合には自己の義務の履行が不必要となるのに対し、誓約事項違反の場合には基本的には損害賠償請求(及び場合によっては経営株主による株式買取請求)ができるに留まるため注)1、前提条件とする場合と比べると、スタートアップ企業に与えるプレッシャーは限定されますが、経営株主に業務提携契約等の締結を進める法的な義務を課すことには変わりはありません。

業務提携契約等の締結を投資契約等の誓約事項とする場合、事業会社にとって最も望ましいのは、事業会社の交渉力の高い時期、すなわち投資実行時までに業務提携契約等の具体的な条件等を定めることであるため、投資契約には、「本契約(注:投資契約)締結後●日以内に、事業会社の満足する形式・内容にて業務提携契約等を締結すること」と定める等して、事業会社側に有利な内容での業務提携契約等の締結を目指すことです。しかし、スタートアップ企業にとっては事業会社から一方的に契約内容を決められるに等しいため、スタートアップ企業からの強い反発が予想されます。他方で、単に「業務提携契約等を締結すること」としてしまうと、業務提携契約等の条件交渉でスタートアップ企業と折り合わなかった場合、スタートアップ企業に「誠実に交渉したが条件が折り合わず業務提携等が締結できなかったため、誓約事項違反とはならない」といった反論を許すことになり兼ねません注)2。

そのため、現実的な対応策として、業務提携契約等の主要条件だけは投資契約に定めておき、「本契約(注:投資契約)締結後●日以内に、別紙●に規定する内容を含む業務提携契約等を締結すること」といった誓約事項にすることが考えられます。この場合であっても、当然、別紙に規定する主要条件については、可能な限り具体的に記載する方が望ましいため、早めに事業部門に求める条件を検討してもらい、スタートアップ企業側と詰める必要があります。

なお、サイドレターでの対応となる場合もあることは、上記(1)と同様です。

注)1　投資契約等の内容によって、スタートアップ企業が誓約事項に違反した場合に、事業会社が何を求めることができるかは異なってきますので、投資契約等を確認するようにしてください。
注)2　業務提携契約等の不締結が投資契約違反となるかは、誓約事項の文言、具体的な業務提携契約等の交渉状況等に基づいて判断されることになります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

3 意思決定への関与/情報収集のための方策

(1)取締役指名権

各ラウンドでリード投資家となるVCは、通常スタートアップ企業に取締役を派遣し、スタートアップ企業のバリューアップを図るとともに、その経営のモニタリングを行っています。

取締役に指名された者(以下「被指名者」といいます。)は、当該スタートアップ企業に対して善管注意義務を負う立場として経営に責任を負う以上、投資家が単に情報収集だけの目的で取締役を派遣することは慎むべきですが、経営のスピードが速いスタートアップ企業の取締役会では、現場の状況を含めた会社全体に関する議論が行われることが多く、株主として関与する際に得られる情報とは比べものにならない量の情報が入ってくるようになります。また、スタートアップ企業にとって有益となる視点を提供する等して貢献できる人材を送り込むことができれば、スタートアップ企業との強い信頼関係を構築することも可能となり、ひいては、事業会社とのシナジーを確保できるようなプロジェクト・ビジネスの提案等も可能になります。そのため、事業会社であっても、各ラウンドのリード投資家となる場合には、自らに取締役指名権を与えるよう求めることも検討すべきです。

実効的な取締役会のサイズを維持するためにも、取締役指名権が認められるのは、各ラウンドのリード投資家だけに限定されるのが通常です。株主間契約における取締役指名権の定め方としては、①特定の投資家を明示して取締役指名権を与える方法と②一定比率以上の議決権注)3を有する投資家に割り当てる方法、③一定比率以上の議決権を有することを条件に特定の投資家を明示して取締役指名権を与える方法等があります。このうち、事業会社としては、②と③の方式の場合、後のラウンド時に追加投資をしないか限定的にしか行わない場合、議決権比率が下がることにより、取締役指名権を失うおそれがあることには留意が必要です。

注)3　基準となる議決権割合を種類株式の議決権のみとする場合と、種類株式を普通株式に転換した場合の転換後の普通株式数とする場合があります。

(2)オブザーバー派遣権

取締役会での情報を取得したいという意向を実現するための第2の手段として、取締役会にオブザーバーを派遣できる権利があります。当該オブザーバーは、取締役会に出席できる権利のほか、発言権まで認められるものもあります。仮に発言権の獲得までは難しいとしても、取締役会に出席することで取締役会の招集通知及び取締役会資料を受け取ることで経営に関する情報を収集することも可能になりますし、事業会社としては積極的にオブザーバー派遣権を求めた方がよいものと思います。もっとも、当然のことながら、オブザーバーとはいえ取締役会に部外者が出席することで取締役会の機能が阻害され兼ねず、議決権割合が小さい場合にまで当然に認められるようなものではないため、この点はスタートアップ企業と丁寧に交渉していく必要があります。

(3)事前承諾事項・通知事項

事前承諾事項とは、拒否権と呼ばれることもあるもので、一定の重要な行為を行う場合には、投資者の事前承諾を要する旨を定めることをいいます。

事前承諾事項としては、定款変更や合併・事業譲渡等の組織再編、資本金の減少及び解散等の組織に関する事項並びに基本的な事項について定めるのが一般的ですが、事業会社がスタートアップ投資をするに際し、重要視していることがあるのであれば当該事項に関するものを規定することも可能です。

例えば、スタートアップ企業が保有している知的財産権が魅力的であるという理由で当該スタートアップ企業に投資した場合には、「当該知的財産権を譲渡する、担保に供する、第三者の使用を認める等、当該知的財産権に変更を加える場合にはa社(事業会社)の事前承諾を有する。」等と定めておくことが考えられます。また、事業会社と同業の事業会社が当該スタートアップ

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

企業に投資することによって、自社とのシナジーの確保が阻害されることがないよう、事業会社と競合する事業を営む事業会社から出資を受ける場合について事前承諾事項とすることも考えられると思います。

もっとも、当該権利について投資者全員に認めてしまうと、1社でも反対した場合には当該行為を断念せざるを得ず、スタートアップ企業の経営を阻害する可能性が大きいです。そのため、事前承諾事項についても、VC等の議決権割合が大きい株主のみに認められることが多いです。そのため、事業会社としては、会社経営上の一般的な重要事項に関する事前承諾はVC等に任せ、自社の利益との関係が強い部分（上記の例でいうと知的財産権に関する事項）についてのみ自社の事前承諾も要する旨主張していくことが考えられます。

（4）通知事項

通知事項とは、スタートアップ企業が一定の行為を行う場合に、投資者に対し通知をすることを定めるものをいいます。

通知のタイミングについては、事前及び事後のいずれもありますが、事前通知であれば投資者はスタートアップ企業に対し当該行為の是非について意見を言う機会があるため投資者にとっては望ましいということになります。また、事前承諾事項と異なり、投資者に一方的に通知することで足りるため、事前承諾事項と比較するとスタートアップ企業の負担は大きくないといえます。

事前承諾事項で定めているものについては通知事項とする必要がないため、事前承諾事項で定めた内容によって通知事項は異なりますが、承諾までは不要であるとしても投資者の関心が高い事項が規定されます。

事業会社としては、事前承諾事項として主張した内容がスタートアップ企業及び他の投資者から受け入れてもらえなかった場合には、通知事項として受け入れてもらえるように交渉することが考えられます。

（5）情報提供

通常、VC等はスタートアップ企業のモニタリングの目的から、各事業年度の計算書類、四半期ごとの財務諸表、月次の財務諸表及び予算等の財務情報の開示を発行会社の義務とする規定を定めることが多いです。もちろん事業会社においても投資先の財務状況は重要な情報であるため、同様に財務情報の開示を求めることが可能です。

そして、これに加え、事業会社が独自に関心のある情報についても同項目の中で開示を要求することが考えられます。例えば、スタートアップ企業の開発・研究分野に関心がある事業会社の場合には、当該分野に係る研究・開発状況に関する定期的な報告を求めること等が考えられます。この場合において、上記（3）の事前承諾事項や（4）の通知事項とすると、株主間契約を修正することが必要になるとしてスタートアップ企業が躊躇を覚えるようであれば、自社だけに当該情報の提供を求めるサイドレターを締結することで済ませることも多くあります。

4 総括

以上のように、スタートアップ投資をする際には、投資の目的との関係で何をスタートアップ企業の義務として規定する必要があるのかを個別具体的に考え、最も交渉力が強い投資時点で交渉しておく必要があります。各項目で個別に述べたように、リソースが少ないスタートアップ企業が対応できる範囲には限界がありますが、事業会社の目的をスタートアップ企業に伝え、会話をしていく中でお互いに齟齬のない関係を築くことができる場合もあると思います。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【令和3年度版課徴金事例集】

近時の証券取引等監視委員会によるインサイダー取引規制の執行状況

大江橋法律事務所　弁護士
大多和 樹
otawa@ohebashi.com

第1 はじめに

令和4年6月24日、証券取引等監視委員会は令和3年度版の「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」（以下「令和3年度版課徴金事例集」といいます。）を公表しました。

令和3年度版課徴金事例集は、証券取引等監視委員会が主に令和3年度（令和3年4月から令和4年3月まで）に金融商品取引法違反となる不公正取引に関し課徴金納付命令の勧告を行った事案を取り上げて紹介していますが、個々の事案の公表を追うだけでは把握しきれない、証券取引等監視委員会の近時の動向を理解するうえで非常に有益です。

そこで、本稿では、令和3年度版課徴金事例集で取り上げられた事例のうちインサイダー取引規制違反に関する事案に焦点を当てて、その概要を紹介します。また、証券取引等監視委員会はインサイダー取引規制違反に関する刑事告発も行っていますので、令和3年度注)1の刑事告発事案も併せて紹介し、近時のインサイダー取引規制違反事案に対する証券取引等監視委員会の動向を概観してみたいと思います。

第2 令和3年度勧告・告発事案の概要とポイント

令和3年度版課徴金事例集で取り上げられた事案及び証券取引等監視委員会が令和3年度にインサイダー取引規制違反に係る刑事告発を行った事案の一覧は下記のとおりです。

これらの状況から、近時のインサイダー取引規制違反事案の動向については次のような特徴が挙げられるでしょう。

①業務上の提携に関する事案が多数を占めること

課徴金納付命令の勧告については、従来から、株式発行、業務上の提携及び公開買付けに関する事案の割合が多かったところですが、令和3年度は、特に業務上の提携に関する事案が多数を占めています。この傾向は告発事案でも同様です。

業務上の提携に係る業務執行を決定する機関や業務上の提携を行うことについての決定をした時期に関する証券取引等監視委員会の事実認定の枠組みは、公表された資料を見る限りは、従前の勧告事案の運用からの変化は特に認められません。

業務上の提携に関しては、令和3年1月26日に、東京地方裁判所が株式会社モルフォの株式に係るインサイダー取引に対する課徴金納付命令を取り消す判決を言い渡したことが注目を集めました注)2。このモルフォ事件では、株式会社

注)1　令和3年度版課徴金事例集に合わせ、令和3年4月から令和4年3月までのものを取り上げます。

注)2　東京地判令和3年1月26日判タ 1497号 164頁。同事件は、控訴審でも国の控訴を棄却する判決が言い渡され、判決が確定。課徴金納付命令は取り消されました。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

モルフォと株式会社デンソーとの間の業務提携に関し、業務上の提携を行うことについて決定をした[注)3]時期が大きな争点となりましたが、業務上の提携に関する令和3年度の勧告事案では、少なくとも審判手続においてこの点が争われた事案はありませんでした。

②社外への職務上不要なインサイダー情報の伝達事例の多さ

令和3年度も、知人、親族、取引先への伝達など職務上不要な社外へのインサイダー情報の伝達が認められた事案が多数あります（課徴金勧告事案1、同2、同4、同7）。当該伝達がどれほどの意図をもって行われたものかは必ずしも明らかではありませんが、情報伝達・取引推奨規制違反までは認定されていないことからすると、うっかり漏らしてしまった例も多分に含まれていると思われます。インサイダー情報を得た者がこれを悪用するリスクは常にある以上、インサイダー情報に接する者は日常的に意識を高く持っておく必要があります。

とりわけ、近時は新型コロナウイルス感染症の影響により多様な働き方が浸透し、職務を行う空間とプライベートな空間が明確に区別しにくい状況も生じていますので、情報管理にはよりいっそう高い意識を持つに必要があるでしょう（現に、課徴金勧告事案4では、在宅勤務中に親族にインサイダー情報が伝達されたとされています。）。

③上場会社の役員が違反する事案に対する厳しい対応

証券取引等監視委員会は、上場会社の役員が違反行為を行う事案（課徴金勧告事案3、同5）に対しては、「悪質性が高い」[注)4]として引き続き特に厳しい態度を示しています。

④業務遂行の過程で生じた損害に関する事案

課徴金勧告事案6の事案では、上場会社の子会社の仮想通貨取引管理システムがハッキングを受け、同社の管理する仮想通貨が不正に流出して損害が発生したことが「業務遂行の過程で生じた損害」とされ、当該子会社と業務上の契約を締結していた法人の役職員が上記事実を知りながら、当該上場会社の株式を売り付けたことが違反事実とされました。

「業務遂行の過程で生じた損害」[注)5]の発生については実務上判断に悩む局面が少なくありませんが、本事例は実務上参考になる一事例だと思われます。

注)3　金融商品取引法166条2項1号
注)4　令和3年度版課徴金事例集45頁、50頁
注)5　金融商品取引法166条2項2号イ、同項6号イ

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

（課徴金納付令命令勧告事案一覧）

課徴金事例集注)6の事例番号	勧告日	概要	重要事実等	違反行為者	審判における争い	課徴金納付命令
事例1	R4.1.28	株式会社レオパレス21社員からの情報受領者による内部者取引	株式発行	上場会社社員からの第一次情報受領者	なし	R4.3.10決定 課徴金額:1850万円
事例2	R3.2.5注)7	オンコリスバイオファーマ株式会社の社員から伝達を受けた者による内部者取引	業務上の提携	上場会社社員からの第一次情報受領者	あり （重要事実の伝達の有無）	R4.4.26決定 課徴金額:2820万円
事例3	R4.1.21	三井製糖株式会社との契約締結交渉者の役員による内部者取引	業務上の提携	契約締結交渉者の役員	なし	R4.3.10決定 課徴金額:27万円
事例4	R4.2.25	レカム株式会社社員から伝達を受けた者による内部者取引	業務上の提携	上場会社社員からの第一次情報受領者	なし	R4.8.9決定 課徴金額:1140万円
事例5	R3.11.19	前田建設工業株式会社役員による内部者取引	業績予想等の修正、自己株式取得、公開買付け、株式移転	上場会社の役員	なし	R4.1.20決定 課徴金額:402万円
事例6	R3.12.17	株式会社リミックスポイントの子会社との契約締結者の役職員による内部者取引	子会社/業務遂行の過程で生じた損害	上場会社の子会社との契約締結者の役職員	なし	R4.4.26決定 課徴金額:216万円
事例7	R4.3.18	株式会社ジャストプランニング役員から伝達を受けた者による内部者取引	買集め行為、業務上の提携	上場会社（買集め対象企業）の役員からの第一次情報受領者	なし	R4.5.26決定 課徴金額:1922万円

（告発事案一覧）

番号	告発日	概要	重要事実等	違反行為者
1	R3.6.30	ジェイリース株式会社株券に係る内部者取引	業務上の提携	・契約締結交渉者の代表取締役（情報伝達） ・上記の者からの第一次情報受領者
2	R4.2.14	アサヒ衛陶株式会社株券に係る内部者取引	業務上の提携	・上場会社の代表取締役社長 （下記の者との共謀） ・上記の者からの第一次情報受領者
3	R4.2.24	テラ株式会社株券に係る内部者取引	業務上の提携	契約締結交渉者の役員からの第一次情報受領者 契約締結者の役員からの第一次情報受領者

注)6　令和3年度版課徴金事例集を指します。

注)7　令和2年度の事案ですが、前掲注1の課徴金事例集に掲載されています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第3 個別事案の紹介

1 課徴金勧告事案1

本件は、株式会社レオパレス21の社員から、同社の業務執行を決定する機関が同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けた者が、その公表前に同社株式を買い付けた事案です。

違反行為者は、同社社員の取引関係先の者であり、同社社員から電話や会食の際に複数回にわたり重要事実の伝達を受けたとされました。

（課徴金勧告事案1関係図）

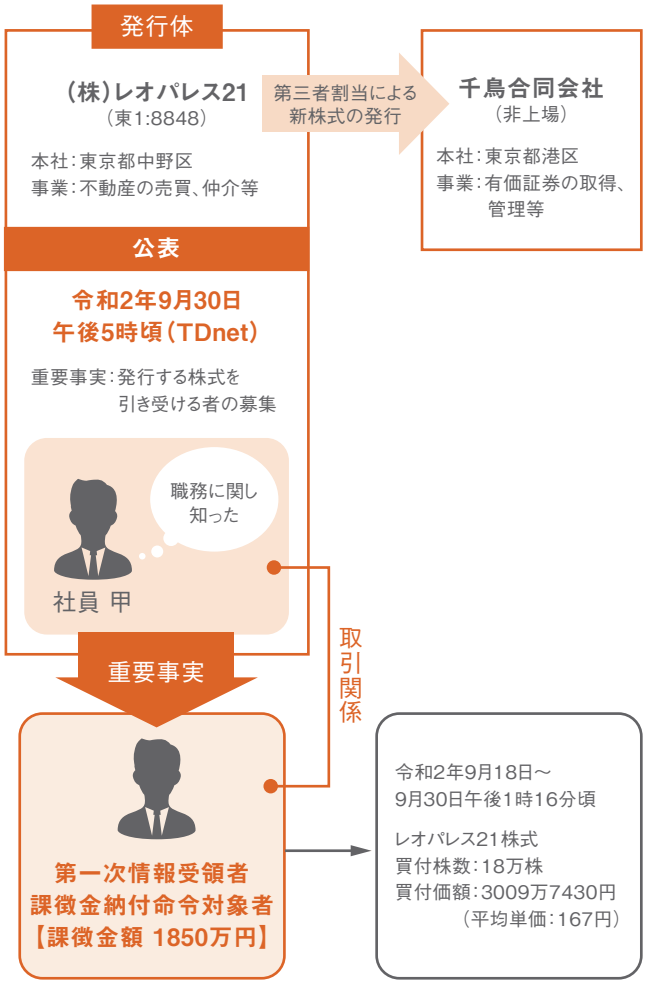

（出典：証券取引等監視委員会Webページ）

2 課徴金勧告事案2

本件は、オンコリスバイオファーマ株式会社（以下「オンコリス」といいます。）の社員から、同社の業務執行を決定する機関が中外製薬株式会社と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けた者が、その公表前にオンコリスの社株式を買い付けたとされる事案です。

オンコリスにおいてはファイナンスや研究開発等の重要な業務執行に関する案件について同社の代表取締役社長がその方針等を決定していたところ、同社長が決定した方針等が後に取締役会で否決されたことはなかったとして、同社社長が「業務執行を決定する機関」であると認定され、同社社長が中外製薬株式会社との業務上の提携に向けた準備や交渉を進める方針を決定し、取締役らに対し、準備作業を進めるよう指示した時点をもって業務上の提携を行うことについての決定が行われたと認定されました。

違反行為者は、上記情報に接したオンコリス社員の知人であり、同社社員と会食した際に同社社員から重要事実の伝達を受けたとされました。

本件では、審判において違反行為者への重要事実の伝達の有無が争われ、伝達を行ったとされる者と違反行為者であるとされた被審人の供述が対立していましたが、審判においては伝達を行ったとされる者の供述が採用され、被審人は違反行為者と認定されました。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

（課徴金勧告事案2関係図）

（出典：証券取引等監視委員会Webページ）

3 課徴金勧告事案3

本件は、三井製糖株式会社（以下「三井製糖」といいます。）と資本業務提携契約の締結の交渉をしていた日本甜菜製糖株式会社（以下「日本甜菜製糖」といいます。）の役員が、三井製糖の業務執行を決定する機関が日本甜菜製糖と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、その公表前に三井製糖の株式を買い付けた事案です。

三井製糖においてはM&A等の情報管理に慎重な取扱いが求められる案件について担当責任者において検討・報告が行われた後、同社の代表取締役社長が同案件を進めることについて決定をしており、同社長が決定した方針等が後に取締役会で否決されたことはなかったとして、同社社長が「業務執行を決定する機関」であると認定され、同社社長が日本甜菜製糖との業務上の提携に関する検討・報告を受けて、業務上の提携を進める方針を決定し、取締役らに対し準備作業を行うよう指示した時点をもって、業務上の提携を行うことについての決定がされたと認定されました。

違反後者は、日本甜菜製糖の役員として同社の取締役会に出席し、同社の代表取締役から説明を受けることにより、契約の締結の交渉に関し重要事実を知ったとされています。

本件の課徴金額は少額ですが、証券取引等監視委員会は、率先してインサイダー取引防止に取り組むべき立場にある上場会社の役員自らがインサイダー取引に及んだ事例として悪質性の高い事案であると評しています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

（課徴金勧告事案3関係図）

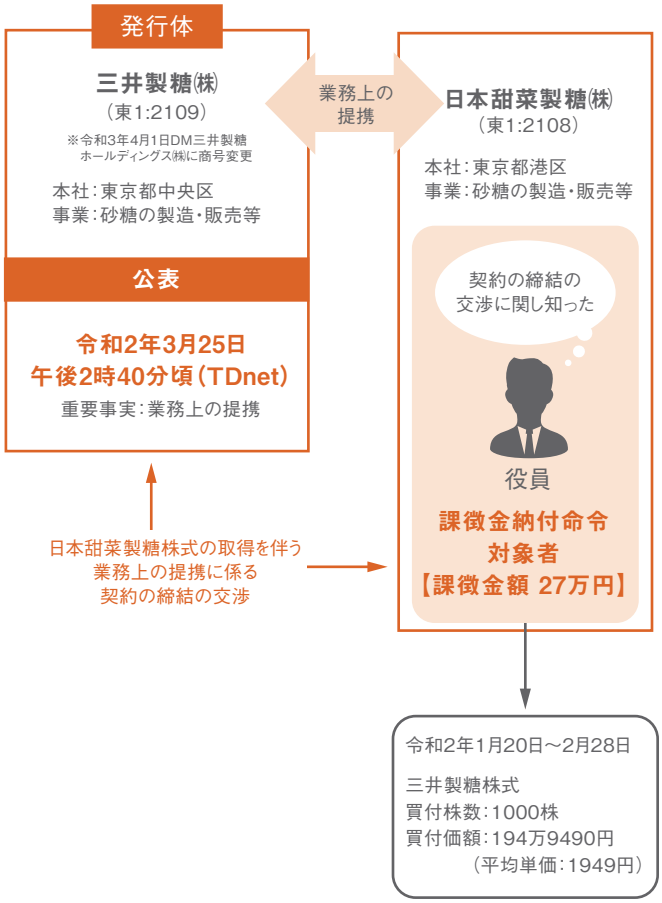

（出典：証券取引等監視委員会Webページ）

4 課徴金勧告事案4

本件は、レカム株式会社（以下「レカム」といいます。）の社員から、レカムの業務執行を決定する機関がReSPR TECHNOLOGIES INC.と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けた者が、その公表前にレカムの株式を買い付けた事案です。

レカムにおいては代表取締役社長が同社の創業者であり筆頭株主でもあることから、同社における意思決定において大きな影響力を有していたところ、同社社長が発案した案件に関しては、同社社長が当初から主体的に関与し、自ら具体的な指示を行うなど実務作業を進めた上で取締役会に付議しており、同社社長が付議した案件は利益相反事案等を除いて否決されたことはなかったとして、同社社長が「業務執行を決定する機関」であると認定され、同社社長がReSPR TECHNOLOGIES INC.との業務上の提携を実現させる旨の方針を決定した時点をもって、業務上の提携を行うことについての決定がされたと認定されました。

違反行為者は、レカム社員の親族であり、当該社員が上司から上記重要事実に関する説明・指示を受けた後、在宅勤務中に違反行為者と会話をする中で重要事実が伝達されたと認定されました。

（課徴金勧告事案4関係図）

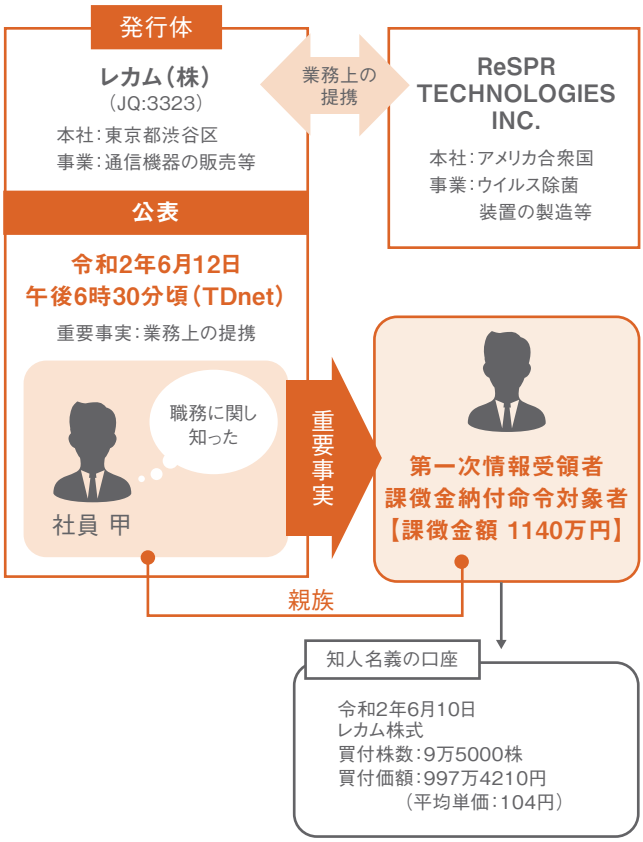

（出典：証券取引等監視委員会Webページ）

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

5 課徴金勧告事例5

本件は、前田建設工業株式会社の役員によるインサイダー取引の事案です。重要事実は、業績予想等の修正、自己株式の取得、公開買付け、株式移転と多岐にわたりますが、これらのいずれについても、これまでの同社における意思決定の状況を踏まえ、同社社長が「業務執行を決定する機関」であると認定されました。

違反行為者は同社の役員であり、同社の取締役会及び社内会議において重要事実を知るに至ったとされています。

証券取引等監視委員会は、課徴金勧告事案3と同様、率先してインサイダー取引防止に取り組むべき立場にある上場会社の役員が、内部情報を知得できる立場を悪用して数次にわたりインサイダー取引を行った悪質性の高い事案であると評しています。

（課徴金勧告事案5関係図）

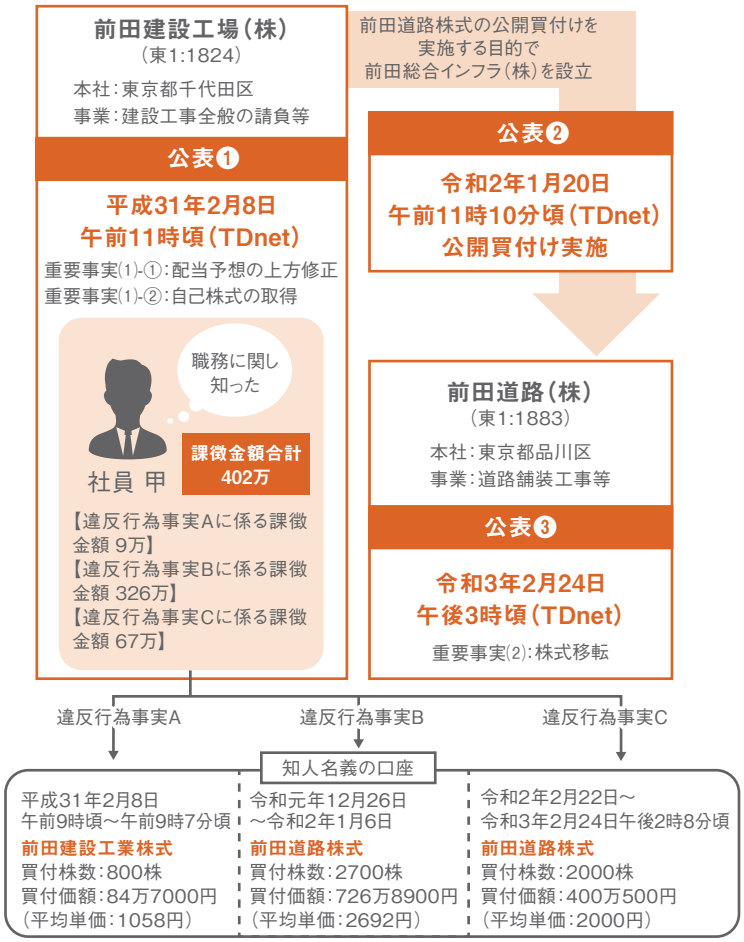

（出典：証券取引等監視委員会Webページ）

6 課徴金勧告事例6

本件は、株式会社リミックスポイント（以下「リミックスポイント」といいます。）の子会社である株式会社ビットポイントジャパン（以下「BPJ」といいます。）の仮想通貨取引管理システムがハッキングを受けて同社の管理する仮想通貨が不正に流出して損害が発生したところ、同社との間で業務上の契約を締結していた法人の役職員（海外居住者）が、当該契約の履行に関し事実を知りながら、その公表前にリミックスポイントの株式を売り付けた事案です。

違反行為者は、BPJ役員との通話等により、契約の履行に関し上記損害に係る重要事実を知ったとされています。

本件は、重要事実として「業務遂行の過程で生じた損害」を取り上げている点、及び違反行為者が海外居住者であった点に特徴があります。特に、「業務遂行の過程で生じた損害」については事例も乏しく、いかなる場合がこれに該当するかを検討する上で本件は実務上の参考になると思われます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

（課徴金勧告事案6関係図）

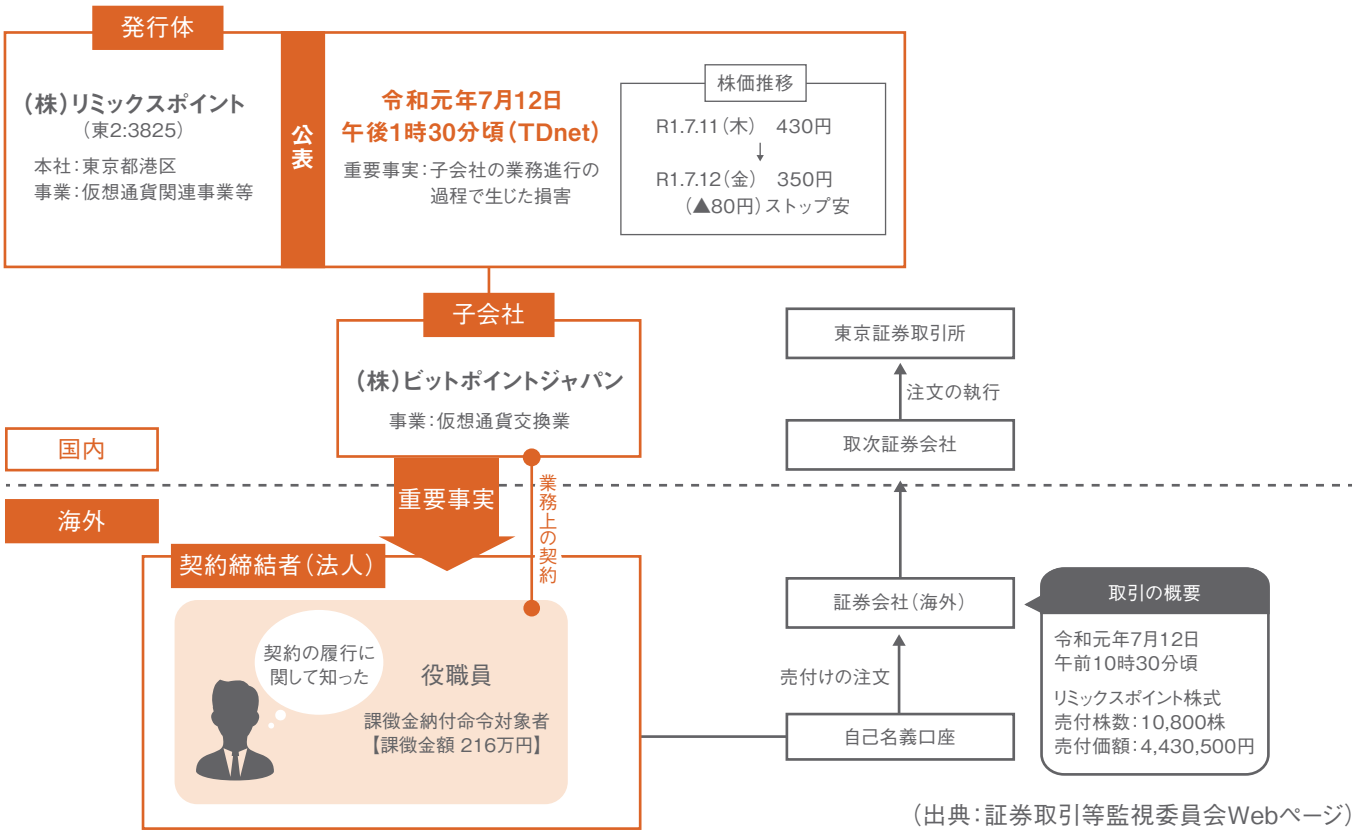

（出典：証券取引等監視委員会Webページ）

7 課徴金勧告事例7

本件は、株式会社ジャストプランニング（以下「ジャストプランニング」といいます。）の役員から、①株式会社オージス総研（以下「オージス総研」という。）の業務執行を決定する機関がジャストプランニング株式を買い集めることについて決定した旨の公開買付けに準ずる行為の実施に関する事実（当該役員がオージス総研からの伝達により知った事実）及び、②ジャストプランニングの業務執行を決定する機関がオージス総研と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、これらの公表前にジャストプランニングの株式を買い付けた事案です。

上記ジャストプランニングの役員は、①については買集め行為に係るオージス総研との交渉の中で、②についてはジャストプランニングの代表取締役社長から電子メールにより、それぞれ知るに至り、これらの重要事実を、趣味を通じて知り合った違反行為者に対し飲食店において会話をする中で伝達したとされています。

証券取引等監視委員会は、上記役員には、違反行為者に対して利益を得させる目的を有していたとまでは認められなかったとし、情報伝達規制違反があったとは認定しませんでしたが、上場会社の役員とし率先してインサイダー取引防止に取り組むべき立場であるにもかかわらず、安易に職務上不要な伝達を行い、インサイダー取引を招いたとして、上記ジャストプランニングの役員の行動を厳しく非難しています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

（課徴金勧告事案7関係図）

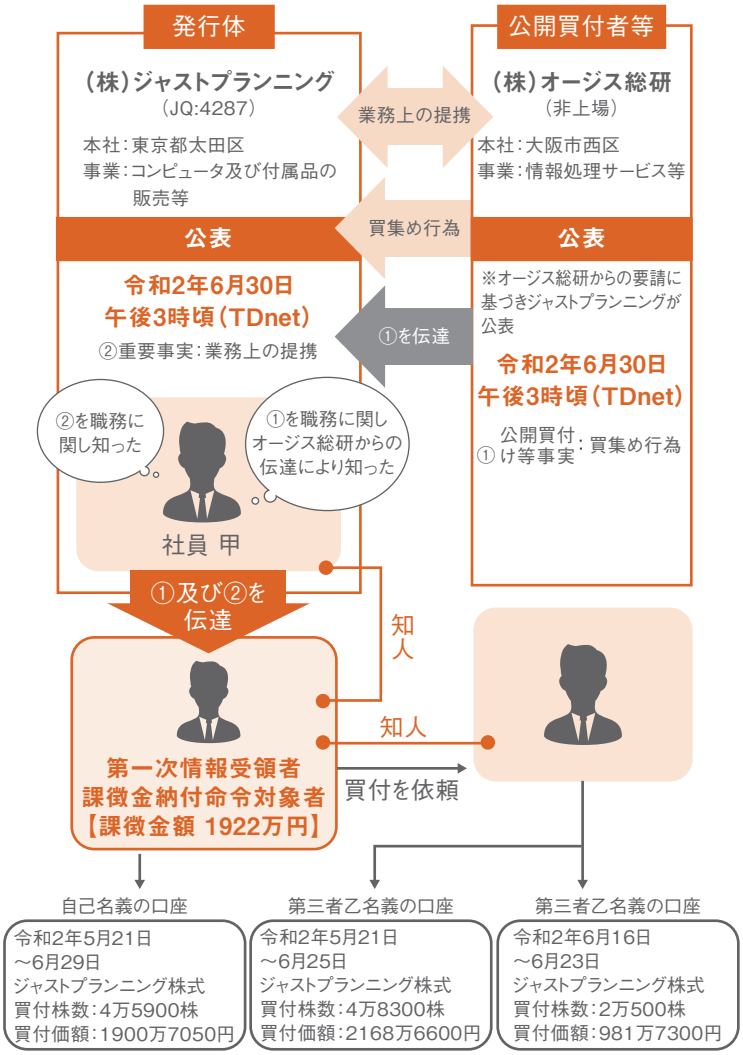

（出典：証券取引等監視委員会Webページ）

8 告発事案1

本件は、J・PROTECT株式会社（以下「J・PROTECT」といいます。）の代表取締役が、ジェイリース株式会社（以下「ジェイリース」といいます。）とJ・PROTECTとの間でなされていた保証委託契約等の交渉に関し、ジェイリースが株式会社ラカラジャパンとの間で業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知り、あらかじめジェイリース株券を買い付けさせて利益を得させる目的をもって、当該重要事実の公表前に、他人にこれを伝達したとされた事案です。

本件では、重要事実の伝達を受けた者も、当該重要事実の公表前にジェイリース株式を買い付けたとして、併せて刑事告発されました。

9 告発事案2

本件は、アサヒ衛陶株式会社の代表取締役社長が、同社が株式会社ヤマダ電機との業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、その公表前に、他の者と共謀してアサヒ衛陶株式会社の株券を買い付けたとされた事案です。

本件で共謀者とされた者は、アサヒ衛陶の代表取締役社長との共謀の嫌疑のほか、同社長からの重要事実の伝達を受け、その公表前に別途アサヒ衛陶の株券を買い付けたとして、併せて刑事告発されました。

10 告発事案3

本件は、テラ株式会社（以下「テラ」といいます。）との間で新型コロナウイルス感染症肺炎に対する間葉系幹細胞を用いた治療法の開発に関する共同研究に係る業務提携契約の交渉をしていたCENEGENICS JAPAN株式会社（以下「セネジャパン」といいます。）の役員から、テラがセネジャパンとの間で業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けた者が、その公表前テラの株式を買い付けたとされる事案です。

また、テラに関しては、セネジャパンの役員から、上記業務提携契約に基づき行われていた臨床試験において1例目の投与患者の症状に改善が認められたなどのテラ社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実の伝達を受けた者が、その公表前にテラの株式を買い付けたとして、併せて告発されています。

後者の告発事案については、令和4年7月4日に、懲役1年6月、

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

執行猶予3年、罰金100万円の判決を言い渡されています。なお、テラを巡っては、セネジャパンの取締役が、テラがセネジャパンを割当先として実施する第三者割当増資に関し、セネジャパンがその払込資金を確保している旨の虚偽の事実を公表させるなどして、有価証券の取引のため、及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって偽計を用いたとして、偽計事件としての刑事告発も行われています。

第4 令和3年度勧告・告発事案を踏まえた留意点

大きな流れとしては、引き続き、業務上の提携に関するインサイダー情報には特に気をつけていく必要があります。

業務上の提携は、提携の検討開始から公表までに相応の期間を要する場合があること、提携の内容に応じて事業部門、管理部門その他の諸部門が関与する場合があり、その分インサイダー情報が拡散しやすいこと等から、一般にインサイダー取引が発生するリスクが高い類型だといわれています。また、業務上の提携は検討開始から公表までの間に提携の在り方が大きく変わる場合もあり、どこからが重要情報となるのかの線引きが判然としない場合も少なくありません。社内でインサイダー防止体制を実効的に機能させるには、とりわけ業務上の提携に焦点を当てた情報管理体制や社内規程の整備を進めていく必要があるでしょう。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【意匠法】

画像デザイン・空間デザインの保護 ―2019年意匠法改正後の状況と実務対応―

大江橋法律事務所　弁護士
松本 健男
▶ PROFILE
t-matsumoto@ohebashi.com

第1 はじめに

2019年5月17日に公布された特許法等の一部を改正する法律（令和元年5月17日法律第3号）は、意匠法の大改正を含むものでした（以下では、この改正を指して「2019年意匠法改正」といいます。）。2019年意匠法改正の中でも、実務に対する影響が特に大きいものの1つが、意匠法による保護対象の拡充（改正後意匠法2条、8条の2）です。同部分は、2020年4月1日に施行されました。施行から2年余りが経った現在、新たな保護対象についての意匠登録件数も増え、制度の利用状況が少しずつ明らかとなり始めています。他方で、新たな保護対象についての意匠に関する審判事件、訴訟事件の蓄積はほとんどなく、紛争になった場合の見通しはまだまだ難しいところも多いという状況にあります。

本稿では、このような今の時期だからこそ、施行後今日に至るまでの状況をご紹介し、実務上の対応に際しての1つの視点をご提供したいと思います。新しい制度ですから学問的に興味深い論点もあるところですが、今回は、学問的に踏み込んだ問題は捨象し、ビジネス上の戦略という観点に絞ってご紹介します。

第2 改正の概要

1 2019年意匠法改正前の「意匠」

まず、意匠法による保護対象の拡充につき、改正内容を再確認しておきたいと思います。2019年意匠法改正前には、「意匠」は「物品（物品の部分を含む。…）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの」と定義されていました（改正前意匠法2条1項）。このように、意匠登録を受けることのできる「意匠」であるためには、物品又はその部分の形状等であること、言い換えれば物品と不可分一体となったデザインであることが必要であり、このことは「意匠の物品性」と呼ばれていました。画像デザインについては、産業界のニーズに対応するために、法改正による対応も行われていましたが、これもあくまでも、物品の形状等の保護の範囲内において、画像デザインの保護を図るものにすぎませんでした。

2 画像デザイン及び空間デザインの保護ニーズと2019年意匠法改正

しかし、物品と不可分一体ではない画像デザインや空間デザインについても、そのデザインを保護すべきニーズがあるとされ、画像デザインや空間デザインについては意匠の物品性を要求することなく意匠法の保護対象とすべきではないかという議論がされました。

具体的には、2019年意匠法改正に向けた議論がなされた

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会の場では、これらの保護のニーズについて、次のような説明がされていました。画像デザインについては、まず、昨今、個々の機器がネットワークでつながるIoTの普及に伴い、特にGUI（グラフィカルユーザーインターフェース）の役割が大きくなっているところ、GUIの表示場所は、物品に限らず壁や人体等にまで拡大するなど多様化しており、このような画像を保護するニーズがあることが指摘されました。また、近年、サーバーからネットワークを通じて個々の端末等に直接様々なサービスを提供するクラウドサービスが浸透しており、このようなネットワークを通じて提供される画像を保護するニーズについても指摘されました。

次に、空間デザインについては、昨今、モノのデザインのみならず、コト（経験）のデザインを重視する観点から、店舗デザインに投資して独創的な意匠を凝らし、ブランド価値を創出して製品・サービス等の付加価値や競争力を高める事例が見られるようになっており、ブランド価値の創出の観点から、建築物（不動産）のデザインを保護するニーズが高まっているとされました。加えて、内装に関して、近年、オフィス家具・関連機器を扱う企業が、自社の製品を用いつつ特徴的なオフィスデザインを設計し、顧客に提供する事例が生じているとして、家具や什器等の複数の物品等の組合せや配置、壁や床等の装飾等により構成される内装が全体として統一的な美感を起こさせるような場合には、一意匠として意匠登録を認めて保護を図るべきであるとされました。

3 2019年意匠法改正による保護対象の拡充

前記のようなニーズを踏まえて、2019年意匠法改正では、保護対象が拡充され、画像（但し、「機器の操作の用に供される」画像又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される」画像に限られます。）、建築物、内装の意匠が保護対象となりました。

具体的な条文は、以下のとおりです（下線部が改正箇所です。）。

（定義等）

第二条　この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2　この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一　意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二　意匠に係る建築物の建築、使用、譲渡若しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

三　意匠に係る画像（その画像を表示する機能を有するプログラム等（特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第二条第四項に規定するプログラム等をいう。以下同じ。）を含む。以下この号において同じ。）について行う次のいずれかに該当する行為

イ　意匠に係る画像の作成、使用又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出（提供のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

ロ　意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器（以下「画像記録媒体等」という。）の譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

3　（略）

第三条～第八条　（略）

（内装の意匠）

第八条の二　店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

その後、保護対象の拡充に対応するための意匠法施行規則の改正、意匠審査基準の改訂が行われた上で、保護対象の拡充に係る部分は、前述のとおり、2020年4月1日に施行されました。

第3 施行後の登録状況

特許庁は、2019年意匠法改正に関する情報を提供するための特設ウェブサイトを設けており（ https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_kaisei_2019.html ）、その中で、改正意匠法に基づく新たな保護対象についての意匠登録出願動向が整理されています。本稿執筆時点では、2022年8月1日時点で取得可能な件数が掲載されており、画像の意匠2,965件、建築物の意匠790件、内装の意匠579件が出願されており（審査中のものも含みます。）、そのうち、画像の意匠1,425件、建築物の意匠431件、内装の意匠251件が登録されています。

具体的な登録事例は、もちろん独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供する特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）（https://www.j-platpat.inpit.go.jp/）で検索することもできますが、特許庁は、前記特設ウェブサイト内において、特に参考となる事例を抜粋した意匠登録事例集を公表しています。

登録事例集には様々なものが掲載されており、創作性が一見して非常に高いと思われるものもたくさんあります。しかし、中には、既存のデザインとそれほど大きな差がないように見えるものも登録されているという感想を聞くこともあります。もちろん意匠として登録が認められるためには、出願時において新規性があるだけでは足りず、出願意匠の属する分野における通常の知識を有する者（当業者）が、日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状等又は画像に基づいてその意匠の創作を容易にすることができたものではないこと（創作非容易性）が必要です（改正後意匠法3条2項）から、既存のものと比べて相応の相違はあるはずです。しかし、ここで要求される創作非容易性は、建築物が建築芸術と評価されるような場合の基準とは全く異なり、ある程度のレベルで足りるということです。

第4 ビジネスチャンスに

前記のような、意匠法施行後の状況を踏まえて、企業としては、何を検討するべきでしょうか。まず、画像・建築物・内装の意匠の登録を、貴社の「攻め」のツールの一つとして利用することが考えられます。

2019年意匠法改正前は、保護対象が限定されていたため、意匠制度は、特定の業界以外の企業にとってはあまり関心の対象ではありませんでした。しかし、ここが2019年意匠法改正の最も重要な点ですが、同改正によって保護対象が広がったことによって、いわば、意匠制度というグラウンドのプレイヤーが爆発的に増加したと言えます。

例えば、カフェを運営している企業は、これまで、普通は、意匠制度

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

とは縁がありませんでした。意匠登録を武器にすることもできない一方、他の企業が登録している意匠を知らぬ間に侵害してしまうというおそれも、基本的には、ありませんでした。ところが、2019年意匠法改正によって、この状況は一変しました。カフェを運営している建築物や内装に工夫を凝らしてブランディングをするということはこれまでにも行っていた企業もあるでしょうが、建築物や内装の意匠を登録することで、これを意匠権として独占することが可能となりました。他社が類似のデザインを使用することは原則としてできないわけですから、建築物や内装のデザインを利用したブランディングが格段にしやすくなったといえます。全ての店舗の建築物や内装を統一のデザインにしてブランドイメージを作って展開するというやり方もあり得ますし、あるいは、逆に、取得した建築物、内装の意匠は1つの店舗でしか用いないこととすることで、日本で一店だけの「オンリーワン」の空間としてアピールするというやり方もあり得るでしょう。チェーン店で、提供されているメニューは他店舗と同じであるという場合でも、空間が「オンリーワン」であれば、顧客からのイメージは全く違ったものとなる可能性もあるかもしれません。

また、例えば、予約やデリバリーの注文を受け付けるようなウェブサイトを持っているとすれば、そのウェブサイトの画像について意匠登録ができる可能性もできました。ウェブサイトの画像に工夫を凝らしてそれを意匠権として独占して武器にするという道も生まれたことになります。

第5 ビジネスリスクを避けるために

1 想定されるリスク

意匠権を武器として積極的に活用することまでは考えていない企業も、2019年意匠法改正を無視することは危険です。最たるものは、ウェブサイトでしょう。今回、ウェブサイトのデザインのようなものも画像の意匠として登録が可能となったことで、自社のウェブサイトを開設している企業であれば知らないうちに他社の登録している画像の意匠権を侵害してしまうという事態が発生しかねないことになりました。今日では、業種を問わず、ほとんどの企業が自社のウェブサイトを持っていることと思いますので、まさに、意匠制度というグラウンドのプレイヤーが爆発的に増加したことを端的に示す例であると思います。

また、建築物や内装についても油断はできません。同業他社の店舗や事務所の建物や内装についてはある程度認識している場合が多いでしょう。しかし、注意すべきことがあります。それは、特許庁の現在の意匠審査基準によれば、建築物の類似性は、用途及び機能を基準として判断され、用途及び機能の判断基準について、「審査官は、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。」とされていることです。意匠審査基準は、さらに、「『住宅』、『病院』、『レストラン』、『オフィス』のように、人がその内部に入り、一定時間を過ごすという点で、用途及び機能に共通性があるものは、それらの建築物の用途及び機能は類似すると判断する。」としています（特許庁「意匠審査基準」第Ⅳ部第2章6. 2. 3（1））。

審査基準は、審査に関する法令の行政解釈であり、審査官を名宛人とした特許庁の内部的ガイドラインに過ぎず、裁判規範性はありませんが、実務上は大きな事実上の影響力を持っています。審査基準の中でも、意匠審査基準は、意匠の裁判例が少ないこともあって、特に大きな事実上の影響力を持っていますので、意匠権侵害に関する裁判における意匠の類否の判断においても同様の判断基準が採られる可能性はある程度高いと言えます。意匠権の侵害が問題となる事案において、前記のような判断基準によれば、人が内部に入り、一定時間を過ごす建築物でさえあればその用途及び機能は類似すると判断されることになります。例えば、病院を運営する医療法人が、病院の建物とするつもりで

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

建築物の意匠Aを登録していた場合に、ホテルを運営する企業がホテルを建設するにあたって、登録意匠Aを知らずに偶然それと類似するデザインの建物を建ててしまった場合、医療法人の意匠権を侵害していることとなり、損害賠償請求や差止請求をされてしまうおそれがあるということです。

内装の意匠についても、意匠審査基準は、「内装の意匠同士の用途及び機能の類否判断を行う場合は、原則全ての内装の意匠の用途及び機能に類似性があると判断する。」という解釈を示しています（特許庁「意匠審査基準」第Ⅳ部第4章6. 2. 3（1））。

2 リスクを避けるための方法

このようなリスクを避けるために、新しい店舗をオープンしたりウェブサイトをリニューアルしたりすることを考える場合には、事前に、FTO（Freedom to operate）調査を行うというのが正攻法です。FTO調査は、クリアランス調査、侵害予防調査などとも呼ばれ、今回のテーマで言えば、自社が作ろうとしているウェブサイトや店舗の建築物、内装が他社の意匠権を侵害していないかのクリアランスを行うということです。この調査は、モノづくりをしている企業等であれば馴染みがあり、自社で行うことも可能でしょうが、自社で行うことが難しい場合には、弁理士に依頼することも可能です。もっとも、画像、建築物、内装の意匠については、そもそもデザインの類否について特許庁の審決や裁判所の判決が積み重なっていないこともあり、FTO調査を行っても侵害のおそれの判断にリスクが伴う場合があります。

そこで、考えられる一つの方法として、防衛のために意匠権の出願を行ってしまうという方法があります。例えば、次の店舗で使ってみようと思う内装デザインがある場合には、事前に、内装の意匠として出願を行っておくのです。意匠登録の審査にあたって、審査官は、他社が先に出願している意匠や既に使っている内装のデザインと比較して類否の判断を行いますから、無事に意匠登録がされたということは、他社の意匠権を侵害しているおそれはかなりの程度払拭されます（審査官が類否判断を誤る可能性等は残るため、絶対に大丈夫というわけではありません。なお、本稿では踏み込みませんが、審査官の判断に誤りがあったため意匠登録が無効審判によって取り消されたというような場合でも、一定の救済措置はあります。）。

このような方法を採る場合、防衛のためというのが出願の一番の目的ではありますが、せっかく意匠登録するのですから、前記のように積極的に武器としても使っていくということも考えられます。

第6 おわりに

本稿では、2019年意匠法改正を踏まえ、意匠法をビジネスチャンスとして活かし、あるいは、ビジネスリスクとなることを防ぐという観点から、ご説明させていただきました。もっとも、新たな保護対象に関しては、今後、徐々に特許庁の審決や裁判所の判決が積み重なっていくと予想されるところ、そこで示される判断次第では、採るべき実務対応も変わる可能性があります。具体的な事案の検討にあたっては、常に最新情報を確認することが必要です。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。